

半田市告示第 71 号

平成 11 年半田市告示第 109 号（河川法 16 条の 3 第 1 項の規定による河川工事の施行）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 日

半田市長 久世 孝宏

河川工事の期間を次のように改める。

1. 許可日から平成 25 年 3 月 31 日まで
2.     //     平成 28 年 3 月 31 日まで
3.     //     令和 4 年 3 月 31 日まで